

市民税・県民税(住民税)のお知らせ

市民税・県民税と所得税の申告受付が、平成30年2月16日(金)から始まります。3月15日(木)の申告期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

1. 市民税・県民税申告会場のご案内

日程(土日を除く)	会 場	時 間
平成30年 2月16日(金) ～3月15日(木)	柏 市 役 所 本庁舎1階ロビー	午前9時～11時30分 及び 午後1時～4時
平成30年 3月1日(木) ～3月15日(木)	沼 南 支 所 第2庁舎1階	※混雑の状況により <u>早めに受付を終了する場合があります。</u>

各種手続き、ビザの更新等で証明書が必要な場合も必ず3月15日(木)までに申告してください。

(注意)上記の会場では原則、所得税の確定申告は相談・受付できません。公的年金収入のある簡易な申告の方に限ります。

来場前に確認を!

- ・例年、大変混み合いますので、お時間に余裕を持ってお越しください。
- ・各申告会場は、駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・市民税・県民税の申告に来場する場合は、会場で申告書を作成しますので、事前に申告書を作成する必要はありません。必要書類・印鑑等を忘れずにお持ちください。
- ・平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。本人関係書類(通知カードと運転免許証等の身分証明書)を持参してください。
- また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります。
- ・市民税・県民税の申告書をご自身で作成する場合は、郵送でご提出ください。完成した市民税・県民税申告書の収受(受付)・お預かりは会場で受け付けますが、内容の確認はしません。

税理士会による確定申告の無料相談(定員制)のご案内

と き
と ころ

平成30年2月1日(木)・2日(金)=南部近隣センター(定員:両日300人)
平成30年2月5日(月)・6日(火)=光ヶ丘近隣センター(定員:両日300人)
平成30年2月7日(水)=沼南近隣センター(定員:280人)
平成30年2月8日(木)=さわやかちば県民プラザ(定員:300人)
※開場時間は、いずれの会場とも午前9時30分～午後3時30分
※整理券の配布:午前8時30分から(注)さわやかちば県民プラザのみ午前9時からとなります。
※各会場への駐車スペースに限りがありますので、お車での来場はご遠慮ください。(一部の会場は有料)
※今年度は西原近隣センターではなく、さわやかちば県民プラザでの開催となりますのでご注意ください。

詳しくは
広報かしわ
1月15日号・
柏市ホームページを
ご覧ください

内 容

給与・公的年金所得等収入がある方の簡易な確定申告書の作成・受付(その他の申告は直接税務署へ)
※完成した確定申告書の収受(受付)は行いません(提出ボックスもありません)。
郵送するか、柏税務署へ提出してください。

市民税・
県民税の
申告に
ついて

- ・市民税・県民税の申告に来場された場合でも、整理券が必要です。また、確定申告の方も含め、すべての方に先着順で相談をお受けいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・完成した市民税・県民税申告書の収受(受付)・お預かりは行いません。返送用封筒をご利用になり、柏市役所へ郵送してください。

2. 申告前の確認事項

○年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下である方は確定申告が不要です。ただし、医療費控除などの各種控除を追加することにより源泉徴収された所得税が納めすぎとなった場合には、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

また、確定申告を要しない場合でも、公的年金等の源泉徴収票の内容以外に各種控除の追加がある方は、市民税・県民税の申告が必要です。申告がない場合は、源泉徴収票の内容で市民税・県民税を算定します。

※外国で支払われる年金を有する方については、上記制度の対象外となりますので確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

○所得がなかった方の市民税・県民税申告

平成29年1月1日から平成29年12月31日までの1年間に所得がなかった方や、遺族年金・障害年金のみを受給されている方は原則として申告の義務はありません。ただし、申告されない場合、以下の点にご注意ください。

- ◆住民税に関する証明書(所得証明書など)の交付ができません。
- ◆国民健康保険料・介護保険料・児童手当・障害年金・その他の助成制度などの算定に影響が出る場合があります
- ◆後日、申告されていない旨の通知をさせていただくことがあります。

○医療費控除を受ける方

前年中の1年間にお支払いされた治療費・薬代・交通費等の総額及び補填された金額(※)等の総額をあらかじめ計算し、明細書または領収書(原本)を持参の上、ご来場ください。計算が済んでいないと、申告を受付できない場合があります。今年度の税制改正により、従来の医療費控除とは別にセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されました。詳しくは、本チラシ4ページをご覧ください。

医療費控除の対象となるものは、治療にかかった費用であり、予防や健康増進目的の費用は含めることができません。そのため、インフルエンザ等の予防接種や人間ドックを含む健康診断の費用等は、医療費控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

※補填された金額とは…生命保険契約等で支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などの金額です。

○住宅ローン控除の適用を受ける方

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方は、一定の金額を住民税から税額控除します。

平成29年中に入居し、初めて住宅ローン控除を受ける方は、3月15日(木)までに柏税務署での確定申告が必要です。確定申告をもって住民税の住宅ローン控除の適用手続きがされたものとなります。

◆注意

- ・所得税の年末調整で住宅ローン控除を受けた給与所得者が、医療費・寄附金等控除の適用を受ける場合も3月15日(木)までに確定申告が必要です。
- ・確定申告書は、住民税の納税通知書(給与からの特別徴収税額決定通知書を含む)が送達される時まで提出する必要があります(地方税法附則第5条の4の2関係)。賦課決定後に期限後申告をした場合、住民税からの住宅ローン控除が適用できませんのでご注意ください。
- ・確定申告第2表「特例適用条文等」の欄に必ず居住開始年月日をご記入ください。記入漏れにより、適用されないことがありますのでご注意ください。

3. 申告でよくある誤りについて

- ◆配偶者の年金収入や、配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を含めて申告している。
⇒税金の申告は、各個人がするものです。ご自身の年金収入に配偶者の年金収入を含める必要はありません。反対に配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を、自分の社会保険料控除に追加することはできません。
- ◆医療費控除額を計算する際に、所得が200万円未満でも支払額から10万円を差し引いている。
⇒支払額から10万円を差し引くのは、所得が200万円以上の方になります。所得が200万円未満の方は、支払額から「所得の5%」を差し引きます。
- ◆年末調整で住宅ローン控除を申告・適用している方が、住民税申告書で控除等を追加している。
⇒住宅ローン控除の適用がある方が住民税の申告で控除等を追加すると、正しく税額を計算することができません。控除等を追加する場合は、所得税が0円でも、所得税の確定申告をしてください。

4. 申告方法について

○便利です！「住民税申告書作成コーナー」

市民税・県民税の申告書は、手書きだけでなく、柏市ホームページ内の「住民税申告書作成コーナー」から作成することができます。作成した申告書は、印刷し、そのまま提出することができます。

また、作成した内容について、平成30年度の市民税・県民税を試算することができます。

柏市ホームページ(<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>)で「住民税申告書作成コーナー」と検索してください。

◆ご利用いただける方

次の所得のみの方又は所得がなかった方は、当コーナーをご利用いただけます。

- ①給与 ②公的年金等 ③その他の雑所得 ④一時所得 ⑤配当

◆注意

- ・住宅ローン控除を受けている方は、ご利用いただけません。
- ・申告書を提出する際は、源泉徴収票や支払調書等の収入がわかる資料、各種控除の控除証明書や領収書を併せて提出してください。
- ・平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告の際、本人確認を行いますので、申告されるご自身の本人関係書類(通知カードと運転免許証等の身分証明書)の提示又は写しの添付が必要です。また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります。

5. 柏税務署から確定申告のお知らせ

柏税務署では、確定申告書作成会場を平成30年2月14日(水)～3月15日(木)まで開設します。
なお、税務署の駐車場は4月中旬まで使用できませんので、ご了承ください。

※土・日を除きます。ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開設します。

日曜開設日には、国税の領収・電話相談・納税証明書の発行等はいりません。



確定申告書は、自宅等でも作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

※電子証明書の有効期間は、手続きの日から3年間ですご注意ください

詳しくは、

検索 

6. 平成30年度から適用される個人住民税の主な税制改正

①セルフメディケーション促進のための「スイッチOTC薬控除」(医療費控除の特例)の創設

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療費薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている申告者本人が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(最大8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました。

(注意1) 従来の医療費控除との選択適用となります。

(注意2) 申告の際には医薬品名、金額、当該医薬品がセルフメディケーション税制対象品である旨、販売店名、購入日が明記されたレシートや領収書が必要です。また申告者本人が一定の取組を行ったことを明らかにする書類添付が必要です。健康診査・検診の通知以外は原本の添付が必要です。

(注意3) 「一定の取組」とは、特定健康診査・予防接種・定期健康診断(事業主検診)・健康診査(人間ドック等)・がん検診からいずれか1つを受診していることを指します。

②医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告時における「明細書」の添付義務

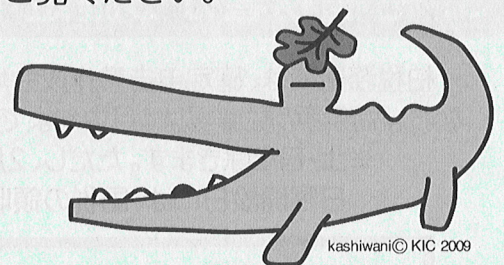
平成29年度税制改正で、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれか適用を受ける方は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。

(補足)

- 平成29年分から平成31年分の確定申告、平成30年度から平成32年度までの個人住民税の申告については、医療費等の領収書添付又は提示によることもできます。
- 明細書の記入内容の確認のため、医療費等の領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。
- 市区町村長から当該明細書に係る医療費等の提示又は提出を求められた場合には、その適用を受ける方は、当該領収書の提示又は提出をしなければなりません。
- 各明細書様式は、国税庁・柏市のホームページよりダウンロードができます。

◎税制改正についてのさらに詳しい情報は、各ホームページをご覧ください。

- ・国税庁ホームページ⇒<https://www.nta.go.jp/>
- ・柏市ホームページ⇒<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>
- ・厚生労働省ホームページ⇒<http://www.mhlw.go.jp/>



市・県民税のお問い合わせは

柏市役所 財政部 市民税課
〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号
電話 04-7167-1111(代表)

所得税(確定申告)のお問い合わせは

柏税務署
〒277-8522 柏市あけぼの2丁目1番30号
電話 04-7146-2321(代表)